



# せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

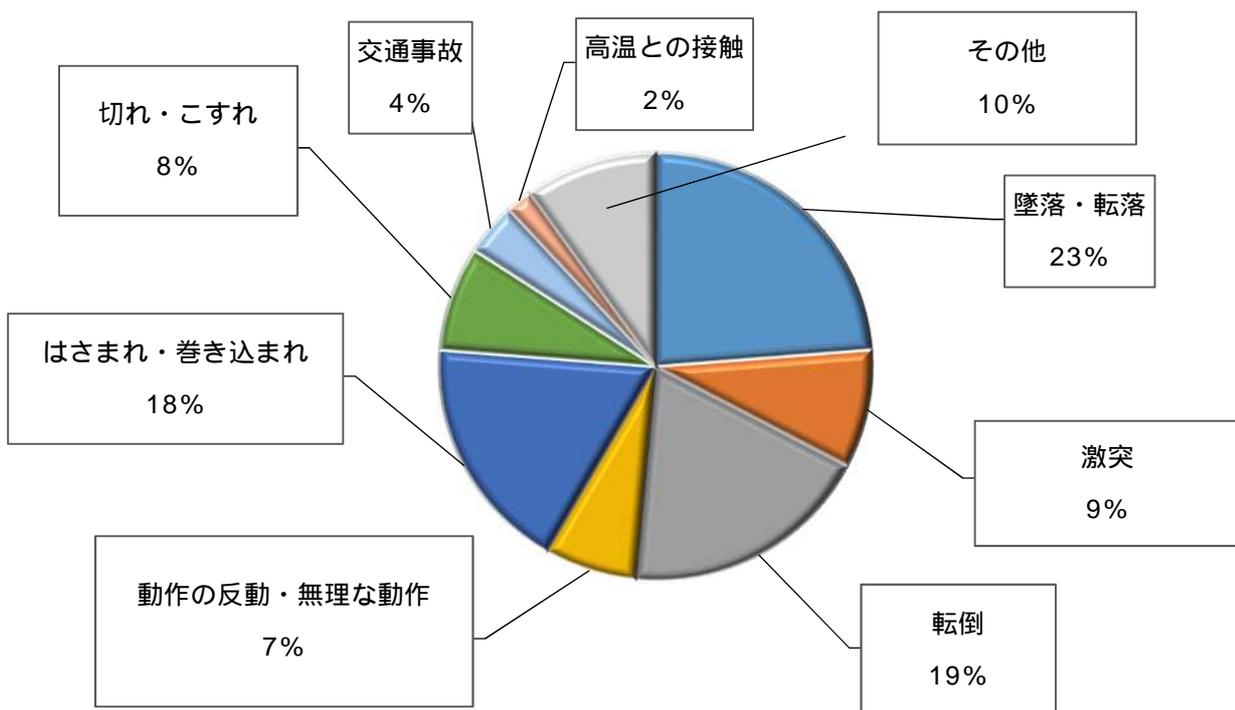
## 労働災害減少傾向堅持

令和6年に瀬峰署管内（登米・栗原）で発生した労働災害による被災者数は、8月末日現在、全産業で101人（休業4日以上被災者数）です。**この件数は、前年同時期比6.5%の減、一昨年同時期比19.2%の減であり、減少傾向を維持しています。ご尽力、ありがとうございます。**

瀬峰署においては、残念ながら昨年に比して増加していますが宮城県全体の死亡災害については大幅に減少しております。

新型コロナウイルス感染症を除いた労働災害発生状況（令和6年8月末現在）				速報値	
	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数		
	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	
休業4日以上	108	101	1459	1377	
死亡	0	2	13	7	

令和6年に瀬峰署管内で発生した休業4日以上労働災害（8月末日現在：101件）の事故の型の内訳です。**例年ですと転倒災害が最も多く、全体の3割程度を占めるのですが、令和6年は、転倒災害が全体の19%にとどまっています。冬場の転倒災害を大幅に減らすことができたのが最大の要因であり、皆様の転倒災害防止に関する取組が功を奏した結果であると思います。今後も転倒災害を減少させることにより全体の労働災害発生件数を減少させましょう！**



# 宮城県最低賃金改正（50円引き上げ）



宮城県 最低賃金

令和6年  
10月1日から  
時間額

973 円



宮城県最低賃金が改正されました。昨年は40円の引き上げでしたが、今回は、それを上回る過去最大の上げ幅となりました。

令和6年10月1日以降の宮城県最低賃金は、

**1時間 973円**

です。

よろしくをお願いします。

特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には、宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用され、こちらについては12月に改正予定です。

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

<b>WEBで 確認</b>	<b>最低賃金に関する 特設サイト</b>		最低賃金に関する お問い合わせは 宮城労働局または 最寄りの労働基準監督署へ		<b>賃金引上げ 特設ページ</b>		<b>中小企業事業者の皆さんへ</b> <b>業務改善 助成金</b> 最大 600万円を 助成
	<a href="#">最低賃金 特設サイト</a> <input type="button" value="検索"/>	<a href="#">宮城労働局</a> <input type="button" value="検索"/>	<a href="#">賃金引上げ特設ページ</a> <input type="button" value="検索"/>				

## 年次有給休暇取得促進期間

**10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。**

Refresh/  
もっと自分らしい  
働き方  
休み方

**年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう**

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与数表による個人別付与方式を導入すれば休日の分散にもつながります。

厚生労働省 | 促進啓発事務局 | 労働基準監督署  
お問合せ先：労働基準局 年次有給休暇課  
TEL: 03-3581-2111  
URL: <https://www.mhlw.go.jp/>

年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者は、最低でも年に5日の有給休暇を取得する必要があります（労基法第39条）。特段の対応を図らなくても5日以上取得できる環境であれば問題ありませんが、そうでない場合には、計画的付与制度（労働者が自由に取得できる年次有給休暇を5日以上残すこと等を条件に計画的に付与することができる制度です）を導入したり、労使間で話し合い、労働者の意見を尊重したうえで使用者が取得時季を指定する等して年5日の確実な取得をお願いします。また、年次有給休暇の残日数等を記した帳簿（年次有給休暇管理簿）を作成する義務があることにもご留意願います。